

第1章 予防法務としての行政ドックと行政手続法制

行政ドックとは？

私たちが「人間ドック」に入るように行政実務を診査する、「憲法を具体化する法律・条例の下で保障されている市民・事業者の権利を実現するべく、法治主義に即した行政を行う責務を負う自治体が、その責務を適法に果たしているのかを定期的にチェックして、その成果を業務改善に反映させるシステム」のこと。

・「慣性の行政」になっていないか？

- 法令を確認せずに、前例を基にしたマニュアルや起案ファイルを見て仕事を行っていないだろうか？
⇒あえて外部の目に自らをさらし、異なる視点からチェックを受け問題点を発見するための「外力」を行政実務に加え、それを修正することが、予防法務としての一つの手段である行政ドックの狙い。

・行政ドックの位置付け

- 自治体政策法務の実施方法として位置付けすることができる。
- 評価法務の一つの柱となり、組織法務や執行法務の側面もある。

・行政ドックの4つのプロセスモデル



・行政手続法・条例を基準に診査

- 行政ドックにおける事務事業の実施状況の診査は「行政手続法・条例」を基準にする。理由は次のとおり。
 - 自治体職員の行政手続法・条例に対する理解度が著しく低い
 - 行政手続法に関するミスや理由として裁判上取り消される事例などが散見される
 - 日々の行政の仕事に深く行政手続法が関係している
 ⇒行政ドックは「敗訴の芽」を摘む機能を有する。

・地方分権時代における行政ドックの意義

- 法令を自主解釈し、地域特性に応じた法律事務の実施に向けた後押しとなる。

第2章 自治体における取組状況

行政ドックを実施している3自治体及び市町村支援を実施した県職員の立場からの事例紹介。

流山市（平成28年度から「行政リーガル・ドック事業」として実施）

- 実施までの経緯
- 行政リーガル・ドック事業の位置付け
- 実施方法
- 行政リーガル・ドック事業を実施した上での課題及び効果
- 今後の試み

豊田市（令和元年度から試行的に「行政リーガルチェック」として実施）

- 実施に至る経緯
- 実施スケジュール
- 各工程における取組内容と留意事項
- 試行実施から得た成果
- 今後の課題

那須塩原市（平成30年から試行的に「行政リーガルドック」として実施）

- 行政ドック実施までの経緯
- 行政ドックの出発点
- 実施に向けた準備、位置付け
- 実施体制、フロー
- 実施状況の具体的事例
- 行政ドックの効果及び今後の課題

市町村の行政ドック実施に対する都道府県の支援等（岩手県職員による紹介）

- 県内2市町の行政ドック試行に携わった所感
- 市町村が導入する際の留意点
- 都道府県が市町村の行政ドックをサポートする際の考え方

第3章 行政ドックの成果と課題

行政ドックの成果

- 行政手続法というモノサシに照らすことで、「これまでずっとこのようにやってきて何の指摘もされなかった」「相手方にはなぜこのようになるのかを説明して理解を得ている」というような実務運用の「クセ」に気付くことができる。
⇒行政ドックは、行政手続法を「見える化」させる効果がある。
- 行政手続法に関する職員研修になる。
⇒自らが業務上、行っている処分に対し、行政手続法がどのように関わってくるのかを整理することで、効果的なOJTとなる。
- 全ての課の事務事業を行政ドックの対象にすることは不可能であるため、フィードバック研修の実施により、全庁的に水平展開することで「一粒で何度もおいしい」行政ドックになる。

行政ドックの課題

- 必然的に全部局を巻き込むため、全庁的合意の調達と自治体幹部のサポートは不可欠である。
⇒政策法務推進計画の策定又は実施要領の制定等に位置付けを与え、正当性を確保する。
- 行政ドックの実施体制をどのようにして確保・整備するか。
⇒事務局の対応能力に照らし、目的を明確にししながら身の丈に合った内容で始める。
- 行政ドックの実施自体を目標としない。
⇒自治体行政の究極の目標である、市民・事業者の権利保障の充実を実現するためのサステナブルな方法の検討・考案は自治体政策法務論としても重要な課題である。

第4章 本調査研究の意義と今後の行政ドック

- 本調査研究は、ケーススタディとして、行政ドックを現在実施している3自治体が一堂に会した、初の調査である。
⇒2020年度における行政ドックの定点観測となる。
⇒実施した3自治体であるからこそ実感した、行政実務への具体的な問題提起や研修効果の満足感を伝える機会になった意義も大きい。
- しかし、3自治体のような体制及びやり方が用意できなければ行政ドックは導入できないというわけではない。
⇒自治体行政における行政手続法リテラシーの実情を踏まえ、「できることから少しずつ」進んでいけばよい（ビジネス的行政ドックのモデルを参考に第一歩を始める）。
- 行政手続法は、自治体行政における法治主義の実現にとっては、極めて重要な法的インフラである。
- 住民に対して法令遵守を求めるならば、行政自身についてもそうであるのは当然である。
⇒その違背が行政にとって極めて深刻な結果をもたらす事実を鑑みれば、行政ドックを通じた恒常的な取組を通じて行政手続法へのコンプライアンス能力を高めることは住民に対する行政の使命というべき。
⇒行政職員である以上、「影のごとく」付きまとう行政手続法が、原課にとって絶えず身に着けているインナーウェアのように肌なじみするためのお手伝いとなるのが「行政ドック」である。

コラムと参考資料

行政手続制度はなぜ自治体に根付かないのか	各報告書から得た所感	<ul style="list-style-type: none"> 流山市政策法務推進計画 第2次豊田市政政策法務推進計画 那須塩原市行政リーガルドック実施要領 各市におけるチェックシート 各市における行政ドック対象処分一覧 第1回研究会資料「予防法務としての行政ドックと行政手続法制」 標準的な行政手続研修マニュアル 標準的な行政手続研修教材 行政手続に関する自治体敗訴事例
行政ドックを推進する上でのポイントについて	行政リーガルドックと手続法の発想	
行政リーガルドックの2つの課題 - 3市の実践に学ぶ -	今後の自治体の行政手続の質的向上に向けて	